

「法定事前開示書類（株式移転）（株式会社タスキ）」

（会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 206 条に定める書面）

2023 年 12 月 28 日  
株式会社新日本建物

2023年12月28日

## 株式移転に係る事前開示事項

東京都新宿区新宿四丁目3番17号  
株式会社新日本建物  
代表取締役社長兼社長執行役員 近藤 学

株式会社新日本建物（以下「新日本建物」といいます。）及び株式会社タスキ（以下「タスキ」といいます。）は、共同株式移転の方法により、2024年4月1日（以下「効力発生日」といいます。）をもって、両社の完全親会社となる株式会社タスキホールディングス（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）といたしました。

本株式移転に際して、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条に定める開示事項は以下のとおりです。

### 1. 株式移転計画の内容

別紙1「株式移転計画（写）」に記載のとおりです。

### 2. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

#### (1) 株式移転対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

新日本建物及びタスキは、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、新日本建物及びタスキそれぞれの株主に対して割当交付する共同持株会社の株式の割当比率（以下「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり決定いたしました。

#### ① 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

	新日本建物	タスキ
株式移転比率	1	2.24

（注1）本株式移転に係る株式の割当ての詳細

新日本建物の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を、タスキの普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式2.24株を割当交付いたします。但し、上記株式移転比率の算定の基礎となる諸条件に重大な変更又は重大な影響を与える事由が生じた場合等には、両社協議の上変更することがあります。

なお、共同持株会社の単元株式数は、100株とする予定です。

本株式移転により、新日本建物又はタスキの株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(注2) 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数(予定):

普通株式: 51,455,153株

上記は新日本建物の2023年9月30日時点における発行済株式総数(19,914,617株)及びタスキの2023年9月30日時点における発行済株式総数(14,087,200株)に基づいて記載しております。但し、新日本建物及びタスキは、本株式移転の効力発生日の前日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、新日本建物が2023年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式14,576株及びタスキが2023年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式96株、並びに本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買い取りによって取得する自己株式については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が発行する上記株式数は変動することがあります。

(注3) 単元未満株式の取扱い等について

本株式移転により、新日本建物及びタスキの株主の皆様にご割当てられる共同持株会社の株式は東京証券取引所に新規上場申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、共同持株会社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、新日本建物の株式を100株以上、又はタスキの株式を45株以上保有する等して、本株式移転により共同持株会社の株式の単元である100株以上の共同持株会社の株式の割当てを受ける新日本建物又はタスキの株主の皆様に対しては、引き続き共同持株会社の株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、100株未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける新日本建物及びタスキの株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を買い取ることを共同持株会社に請求することが可能です。

## (2) 本株式移転に係る割当ての内容の算定根拠

### ① 割当ての内容の算定根拠及び理由

新日本建物及びタスキは、上記「(1) 株式移転対価の総数及び割当ての相当性に関する事項」の「①本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)」に記載の株式移転比率(以下「本株式移転比率」といいます。)の算定にあたり、本株式移転比率の公正性・妥当性を確保するため、新日本建物は株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」といいます。)を、タスキは野村証券株式会社(以下「野村証券」といいます。)を両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、それぞれ選定いたしました。

新日本建物は、下記「④公正性を担保するための措置」の「(ア) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関であるみずほ銀行から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、下記「④公正性を担保するための措置」の「(イ) 独立した法律事務所からの助言」に記載の中村・角田・松本法律事務所からの法的助言、並びに新日本建物及びそのアドバイザーがタスキに対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記「①本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)」に記載の本株式移転比率は妥当であり、本株式移転は新日本建物株主の皆様のご利益に資するものとの判断に至りました。

タスキは、下記「④公正性を担保するための措置」の「(ア) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関である野村證券から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、下記「④公正性を担保するための措置」の「(イ) 独立した法律事務所からの助言」に記載のTMI 総合法律事務所からの法的助言、並びにタスキ及びそのアドバイザーが新日本建物に対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記「①本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の本株式移転比率は妥当であり、本株式移転はタスキ株主の皆様の利益に資するものとの判断に至りました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果及び法務アドバイザーの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務状況、株価動向、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で複数回にわたり慎重に協議・交渉を重ねた結果、最終的に上記「①本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の本株式移転の比率は妥当であり、本株式移転は両社の株主の皆様の利益に資するものとの判断に至り、2023年11月16日に開催された両社の取締役会において、本株式移転における株式移転比率を決定し本株式移転計画を共同で作成いたしました。

## ② 算定に関する事項

### (ア) 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

みずほ銀行及び野村證券のいずれも、新日本建物及びタスキの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

### (イ) 算定の概要

みずほ銀行は、株式移転比率について、新日本建物の株式が東京証券取引所スタンダード市場、タスキの株式が東京証券取引所グロース市場に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから、市場株価基準法による算定を行うとともに、新日本建物及びタスキにはそれぞれ比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）をそれぞれ採用して算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、新日本建物の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割当ての場合に、タスキの普通株式1株に割当てする共同持株会社株式数の算定レンジに記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定範囲
市場株価基準法	2.02～2.28
類似企業比較法	1.45～1.98
DCF法	1.56～2.92

なお、市場株価基準法については2023年11月15日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、2023年11月9日から算定基準日までの5営業日の株価終値平

均、2023年10月16日から算定基準日までの1ヶ月間の株価終値平均、2023年8月16日から算定基準日までの3ヶ月間の株価終値平均、2023年5月16日から算定基準日までの6ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

みずほ銀行は、上記株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証等を行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は算定の依頼も行っておりません。みずほ銀行の株式移転比率の算定は、2023年11月15日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、新日本建物の財務予測その他将来に関する情報については、新日本建物の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、タスキの財務予測その他将来に関する情報については、新日本建物の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に検討及び確認されたこと、それらの予測に従い新日本建物及びタスキの財務状況が推移することを前提としております。

また、みずほ銀行がDCF法による算定の前提とした新日本建物及びタスキの事業計画には、本株式移転によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、みずほ銀行がDCF法による算定の前提とした2024年3月期から2026年3月期までの新日本建物の事業計画及び2024年9月期から2026年9月期までのタスキの事業計画については、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、新日本建物においては、流動化事業における、大型案件の物流施設や東京23区の好立地を中心とした他デベロッパー向けマンション開発用地の販売、マンション販売事業における、高品質な資産運用型マンションの販売が順調に進捗したことを要因として、2024年3月期において、前事業年度と比較して、営業利益が約34%増加することが見込まれております。また、タスキにおいては、SaaS事業の拡販フェーズへの移行及びLife Platform事業の拡大を要因として、2024年9月期において、前事業年度と比較して、営業利益が約30%及び2026年9月期において、前事業年度と比較して、営業利益が約31%増加することが見込まれております。

野村證券は、本株式移転比率について、タスキの株式が東京証券取引所グロース市場、新日本建物の株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから、市場株価平均法による算定を行うとともに、タスキ及び新日本建物にはそれぞれ比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を反映するため、DCF法をそれぞれ採用して算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、新日本建物の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割当ての場合に、タスキの普通株式1株に割当てする共同持株会社株式数の算定レンジを

記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定範囲
市場株価平均法	2.02～2.28
類似会社比較法	0.96～2.30
DCF法	1.26～6.26

なお、市場株価平均法については2023年11月15日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、2023年11月9日から算定基準日までの5営業日の株価終値平均、2023年10月16日から算定基準日までの1ヶ月間の株価終値平均、2023年8月16日から算定基準日までの3ヶ月間の株価終値平均、2023年5月16日から算定基準日までの6ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

野村證券は、上記株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証等は行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は算定の依頼も行っておりません。野村證券の株式移転比率の算定は、2023年11月15日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、タスキの財務予測その他将来に関する情報については、タスキの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、新日本建物の財務予測その他将来に関する情報については、タスキの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に検討及び確認されたこと、それらの予測に従いタスキ及び新日本建物の財務状況が推移することを前提としております。

また、野村證券がDCF法による算定の前提としたタスキ及び新日本建物の事業計画には、本株式移転によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした2024年9月期から2026年9月期までのタスキの事業計画及び2024年3月期から2026年3月期までの新日本建物の事業計画については、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、タスキにおいては、SaaS事業の拡販フェーズへの移行及びLife Platform事業の拡大を要因として、2024年9月期において、前事業年度と比較して、営業利益が約30%及び2026年9月期において、前事業年度と比較して、営業利益が約31%増加することが見込まれております。また、新日本建物においては、流動化事業における、大型案件の物流施設や東京23区の好立地を中心とした他デベロッパー向けマンション開発用地の販売、マンション販売事業における、高品質な資産運用型マンションの販売が順調に進捗したことを要因として、2024年3月期において、前事業年度と比較して、営業利益が約34%増加することが見込まれております。

### ③ 共同持株会社の上場申請等に関する取扱い

新日本建物及びタスキは、新たに設立する共同持株会社の株式について、グロース市場に新規上場（テクニカル上場）の申請を行う予定です。上場日は2024年4

月1日を予定しております。また、新日本建物及びタスキは、テクニカル上場後にプライム市場への市場変更を目指すことで一致しており、現時点では変更申請日や承認日は未定であります。

また、新日本建物及びタスキは本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2024年3月28日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定ですが、共同持株会社の株式の上場が承認された場合には、新日本建物及びタスキの株主の皆様は引き続き東京証券取引所において、本株式移転に際して交付された共同持株会社の株式を取引することができます。

なお、共同持株会社の株式上場日及び両社の上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に従って決定されることとなります。

#### ④ 公正性を担保するための措置

新日本建物及びタスキは、本株式移転比率の公正性その他本株式移転の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

##### (ア) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

新日本建物は、新日本建物の株主の皆様のために、新日本建物及びタスキから独立した第三者算定機関であるみずほ銀行より、2023年11月15日付で、本株式移転比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「(2)本株式移転に係る割当ての内容の根拠等」の「②算定に関する事項」をご参照ください。なお、新日本建物はみずほ銀行から本株式移転比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

他方、タスキは、タスキの株主の皆様のために、新日本建物及びタスキから独立した第三者算定機関である野村証券より、2023年11月15日付で、本株式移転比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「(2)本株式移転に係る割当ての内容の根拠等」の「②算定に関する事項」をご参照ください。なお、タスキは野村証券から本株式移転比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

##### (イ) 独立した法律事務所からの助言

新日本建物は、本株式移転の法務アドバイザーとして、中村・角田・松本法律事務所より、本株式移転の諸手続き及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点からの助言を受けております。

他方、タスキは、本株式移転の法務アドバイザーとして、TMI総合法律事務所より、本株式移転の諸手続き及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点からの助言を受けております。

なお、中村・角田・松本法律事務所及びTMI総合法律事務所は、いずれも新日本建物及びタスキから独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しておりません。

#### ⑤ 利益相反を回避するための措置

新日本建物の第3位株主であり、取締役会長としての地位を有する村上三郎氏（以

下「村上氏」といいます。)は、タスキの筆頭株主であり、取締役ではないものの相談役としての地位を有しているため、利益相反防止の観点から、新日本建物、タスキのいずれにおいても、本株式移転に関する取締役会における審議及び決議には一切関与しておらず、本株式移転に関する交渉にも関与していません。

2023年11月16日開催の新日本建物の取締役会においては、利益相反防止の観点から本株式移転に関する審議及び決議に参加しない村上氏を除いた出席取締役の全員一致で本株式移転計画の作成を決議しております。また、上記取締役会において、新日本建物の監査役全員は、本株式移転計画の作成に異議がない旨の意見を述べております。

一方、2023年11月16日開催のタスキの取締役会においては、出席取締役の全員一致で本株式移転計画の作成を決議しております。また、上記取締役会において、タスキの監査役全員は、本株式移転計画の作成に異議がない旨の意見を述べております。

(3) 共同持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項

新日本建物及びタスキは、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

資本金の額	3,000,000,000円
資本準備金の額	750,000,000円
利益準備金の額	0円

これらの資本金及び準備金の額につきましては、共同持株会社の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、新日本建物とタスキで協議の上、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものであります。

3. 会社法第773条第1項第7号及び第8号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. タスキに関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

タスキの最終事業年度(2023年9月期)に係る計算書類等の内容につきましては、

別紙2に記載のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 剰余金の配当

タスキは、2023年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株あたり29円を限度とする剰余金の配当を行うことを予定しております。

また、タスキは、2024年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株あたり26円を限度とする剰余金の配当を行うことを予定しております。

② 自己株式の消却

タスキは、本株式移転の効力発生日の前日までに、タスキが現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式(なお、2023年9月30日時点における自己株式は普通株式96株ですが、実際に消却する自己株式数は変動する可能性があります。)を、消却することを予定しております。

6. 新日本建物において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 剰余金の配当

新日本建物は、2024年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株あたり30円を限度とする剰余金の配当を行うことを予定しております。

(2) 自己株式の消却

新日本建物は、本株式移転の効力発生日の前日までに、新日本建物が現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式(なお、2023年9月30日時点における自己株式は普通株式14,576株ですが、実際に消却する自己株式数は変動する可能性があります。)を、消却することを予定しております。

7. 本株式移転が効力を生じる日以降における共同持株会社の債務の履行の見込みに関する事項

該当事項はありません。

以上

## 別紙1 株式移転計画書（写）

### 株式移転計画書

株式会社タスキ（以下「タスキ」という。）と株式会社新日本建物（以下「新日本建物」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本移転計画」という。）を作成する。

#### 第1条 （株式移転）

本移転計画の定めるところに従い、タスキ及び新日本建物は、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立の日（第6条に定義する。以下同じ。）において、タスキ及び新日本建物の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

#### 第2条 （新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。
  - (1) 目的  
新会社の目的は、別紙の「定款」第2条記載のとおりとする。
  - (2) 商号  
新会社の商号は、「株式会社タスキホールディングス」とし、英文では「TASUKI Holdings Inc.」と表示する。
  - (3) 本店の所在地  
新会社の本店の所在地は、東京都港区とし、本店の所在場所は、東京都港区北青山二丁目7番9号とする。
  - (4) 発行可能株式総数  
新会社の発行可能株式総数は、150,000,000株とする。
2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙「定款」記載のとおりとする。

#### 第3条 （新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

取締役（代表取締役会長に選定予定）	近藤 学
取締役（代表取締役社長に選定予定）	柏村 雄
取締役	村田浩司
取締役	茂木敬裕
社外取締役	小野田麻衣子
社外取締役	大場睦子

2. 新会社の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。
- |                   |      |
|-------------------|------|
| 社外監査役（常勤監査役に選定予定） | 古賀一正 |
| 社外監査役             | 南 健  |
| 社外監査役             | 熊谷文麿 |
3. 新会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。
- 仰星監査法人

#### 第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 新会社は、本株式移転に際して、タスキ及び新日本建物の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）におけるタスキ及び新日本建物の株主に対し、その所有するタスキ又は新日本建物の普通株式に代わり、(i)タスキが基準時に発行している普通株式数に 2.24 を乗じた数、及び(ii)新日本建物が基準時に発行している普通株式数に 1 を乗じた数の合計に相当する数の新会社の普通株式を交付する。
2. 新会社は、前項の規定により交付される新会社の普通株式を、基準時におけるタスキ及び新日本建物の株主に対して、以下の割合をもって割り当てる。
- (1) タスキの株主に対しては、その所有するタスキの普通株式 1 株につき、新会社の普通株式 2.24 株の割合
  - (2) 新日本建物の株主に対しては、その所有する新日本建物の普通株式 1 株につき、新会社の普通株式 1 株の割合
3. 前二項の計算において、1 株に満たない端数が生じる場合には、会社法第 234 条その他関係法令の規定に基づき処理するものとする。

#### 第5条（新会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

新会社の成立の日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額  
3,000,000,000 円
- (2) 資本準備金の額  
750,000,000 円
- (3) 利益準備金の額  
0 円
- (4) 資本剰余金の額  
会社計算規則第 52 条第 1 項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得た額

#### 第6条（新会社の成立の日）

新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社の成立の日」という。）は、2024年4月1

日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、タスキ及び新日本建物が協議の上、合意によりこれを変更することができる。

#### 第7条 (株式移転計画承認株主総会)

1. タスキは、2023年12月21日を開催日として定時株主総会を招集し、本移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 新日本建物は、2024年1月25日を開催日として臨時株主総会を招集し、本移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、タスキ及び新日本建物が協議の上、合意により前二項に定める各株主総会の開催日を変更することができる。

#### 第8条 (剰余金の配当)

1. タスキは、2024年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり26円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 新日本建物は、2024年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり30円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. タスキ及び新日本建物は、前二項に定める場合を除き、新会社の成立の日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。ただし、タスキ及び新日本建物が協議の上、合意した場合についてはこの限りでない。

#### 第9条 (株式上場、株主名簿管理人)

1. 新会社は、新会社の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所グロース市場への上場を予定する。
2. 新会社の設立時における株主名簿管理人はみずほ信託銀行株式会社とする。

#### 第10条 (自己株式の消却)

タスキ及び新日本建物は、新会社の成立の日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式の全部（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）を、基準時において消却するものとする。

#### 第11条 (会社財産の管理等)

タスキ及び新日本建物は、本移転計画作成後新会社の成立の日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、タスキ及び新日本建物は、それぞれ（その子会社を含む。）の財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本移転計画に特段の定めがある場合を除き、あらかじめタスキ及び新日本建物が協議の上、他方当事者の同意を得てこれを行い、又はこれを行わせる。

#### 第 12 条 （本移転計画の効力）

本移転計画は、(i)第 7 条に定めるタスキ若しくは新日本建物の株主総会のいずれかにおいて本移転計画の承認若しくは本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、(ii)本株式移転につき必要な法令に定める関係当局等の承認等が得られなかった場合、又は(iii)次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

#### 第 13 条 （株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本移転計画の作成後新会社の成立の日に至るまでの間において、タスキ又は新日本建物の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合は、タスキ及び新日本建物は、協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本移転計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

#### 第 14 条 （協議事項）

本移転計画に定める事項のほか、本移転計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本移転計画の趣旨に従い、タスキ及び新日本建物が別途誠実に協議の上、合意により定める。

以 上

本移転計画作成の証として、本書 2 通を作成し、タスキ及び新日本建物が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2023 年 11 月 16 日

東京都港区北青山二丁目7番9号  
株式会社タスキ  
代表取締役社長 柏村 雄



東京都新宿区新宿四丁目3番17号  
株式会社新日本建物  
代表取締役社長 近藤 学



定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社タスキホールディングスと称し、英文では、TASUKI Holdings Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理すること並びにこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことを目的とする。

- (1) 人工知能（A I）を用いた各種ソリューションサービスの提供
- (2) 人工知能（A I）プログラムの研究及び開発
- (3) 顧客向けサービスのためのプラットフォーム・システムの開発、販売、提供及び紹介業務
- (4) インターネットを用いた情報提供サービス業及び商取引・決済処理並びに情報処理サービス業
- (5) データ分析・解析事業
- (6) 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
- (7) 不動産に関するコンサルティング業務
- (8) 建築の設計及び監理
- (9) 建築工事に関する施工及び請負
- (10) 建築資材の輸出入及び売買
- (11) 不動産鑑定業
- (12) 不動産投資信託委託業及び不動産投資法人資産運用業
- (13) 不動産投資顧問業
- (14) 不動産特定共同事業法に基づく事業
- (15) 高齢者向集合住宅施設の経営並びに当該施設の利用権の販売及び仲介
- (16) ホテル、旅館等の宿泊施設、飲食店及びスポーツ施設の経営
- (17) 不動産担保貸付その他金銭の貸付
- (18) 生命保険の募集に関する業務及び損害保険の代理業務
- (19) 経営コンサルタント及び各種マーケティングリサーチ業務
- (20) 第二種金融商品取引業

(21) 貸金業

2 当社は、前項各号の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、150,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。

- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り等当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

### 第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権

を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

#### 第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から取締役社長 1 名を定めるものとし、必要に応じて取締役の中から、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第23条 取締役社長は当会社の業務を統轄し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及びその他の取締役は、取締役社長を補佐し、定められた事項を分掌する。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会議事録)

第29条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席取締役及び出席監査役が記名押印又は署名若しくは電子署名をした上で、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益

(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(責任免除等)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第32条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役の選任)

第34条 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役を選任することができる。

- 2 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該選任決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。ただし、前条第1項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤監査役)

第36条 監査役会は、その決議によって監査役の中から1名以上の常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

第38条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役会議事録)

第40条 監査役会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席監査役が記名押印又は署名若しくは電子署名をした上で、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(責任免除等)

第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

(選任方法)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第46条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(期末配当)

第47条 剰余金の配当は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第49条 配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 未払の配当金には利息をつけない。

## 第8章 附 則

(最初の事業年度)

第50条 第46条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から2024年9月30日までとする。

(取締役及び監査役の当初の報酬等)

第51条 第30条及び第41条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの取締役の報酬等の総額は年額500,000,000円以内とし、監査役の報酬等の総額は年額50,000,000円以内とする。

- 2 前項の報酬枠とは別枠で、取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額は、年額100,000,000円以内とする(以下、報酬の対象となる取締役を「対象取締役」という。)

対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭

報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。なお、譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、当会社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当会社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当会社取締役会において決定する。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結していることを条件とする（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下「本割当株式」という。）。また、対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の167,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限とする。ただし、当会社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとする。

- (1) 対象取締役は、本割当株式の割当てを受けた日から3年間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他の一切の処分行為をすることができない。
- (2) 当会社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して当会社又は当会社子会社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、対象取締役が、当会社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。
- (3) 当会社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当会社又は当会社子会社の取締役の地位から退任した場合には、当会社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。また、本割当株式のうち上記(1)の本譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当会社はこれを当然に無償で取得する。
- (4) 当会社は、本譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当会社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当会社株主総会による承認を要さない場合においては、当会社取締役会）で承認された場合には、当会社取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。上記に規定する

場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 本割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定める。

(附則の削除)

第52条 本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除されるものとする。

以 上

別紙2 タスキの最終事業年度に係る計算書類等の内容

連結貸借対照表 (2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,925,130	流動負債	3,855,586
現金及び預金	6,228,213	工事未払金	137,192
販売用不動産	451,483	短期借入金	1,059,460
仕掛販売用不動産	8,662,960	1年内返済予定の長期借入金	1,833,202
原材料及び貯蔵品	261	1年内償還予定の社債	54,000
前渡金	227,450	未払金	82,045
短期貸付金	1,289,000	未払法人税等	480,429
その他	65,761	契約負債	9,150
固定資産	561,505	賞与引当金	22,552
有形固定資産	21,348	役員賞与引当金	50,137
建物及び構築物	11,817	その他	127,417
機械装置及び運搬具	323	固定負債	6,504,499
工具、器具及び備品	9,208	社債	128,000
無形固定資産	4,167	長期借入金	6,294,770
ソフトウェア	3,969	退職給付に係る負債	14,152
その他	198	その他	67,576
投資その他の資産	535,988	負債合計	10,360,085
投資有価証券	355,378	(純資産の部)	
繰延税金資産	86,963	株主資本	7,127,073
その他	145,087	資本金	2,254,773
貸倒引当金	△ 51,440	資本剰余金	1,939,773
繰延資産	523	利益剰余金	2,932,619
開業費	187	自己株式	△ 93
創立費	335	純資産合計	7,127,073
資産合計	17,487,159	負債純資産合計	17,487,159

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書 (2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		18,565,413
売上原価		14,466,311
売上総利益		4,099,101
販売費及び一般管理費		1,669,004
営業利益		2,430,096
営業外収益		
受取利息	9,163	
受取配当金	251	
受取地代家賃	3,849	
その他の	60	13,325
営業外費用		
支払利息	164,993	
支払手数料	24,248	
株式交付費	16,225	
その他の	9,821	215,289
経常利益		2,228,132
特別損失		
固定資産除却損	22,117	22,117
税金等調整前当期純利益		2,206,015
法人税、住民税及び事業税	694,071	
法人税等調整額	△ 25,897	668,173
当期純利益		1,537,841
親会社株主に帰属する当期純利益		1,537,841

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	1,049,640	734,640	2,078,156	△ 93	3,862,343	3,862,343
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	1,205,133	1,205,133			2,410,267	2,410,267
剰 余 金 の 配 当			△ 683,378		△ 683,378	△ 683,378
親会社株主に帰属する当期純利益			1,537,841		1,537,841	1,537,841
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						—
当 期 変 動 額 合 計	1,205,133	1,205,133	854,463	—	3,264,730	3,264,730
当 期 末 残 高	2,254,773	1,939,773	2,932,619	△ 93	7,127,073	7,127,073

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 1社
- ・ 主要な連結子会社の名称 (株)タスキプロス

##### ② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の数 2社
- ・ 非連結子会社は、小規模であり、総資産、純資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

投資事業有限責任組合

への出資

販売用不動産及び

仕掛販売用不動産

移動平均法による原価法を採用しております。

入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法によっております。

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物 15～17年

機械装置及び運搬具 6年

工具、器具及び備品 4～15年

無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

商標権 10年

ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）

リース資産

①所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

②所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

##### ③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

#### ④ 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### Life Platform 事業

Life Platform 事業は、用地仕入から施工まで行った新築投資用 IoT レジデンスの販売及び他デベロッパー向けの開発用地等の販売であり、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

#### ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

##### ・退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

##### ・消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は発生年度の期間費用としております。

##### ・繰延資産の処理方法

創設費 5年で均等償却しております。

開業費 5年で均等償却しております。

##### ・譲渡制限付株式報酬制度

当社の譲渡制限付株式報酬制度（リストラクテッド・ストック）に基づき、当社の取締役等に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたる定額法により償却しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる連結計算書類への影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

（販売用不動産の評価）

### (1) 当連結会計年度の計算書類に計上した金額

販売用不動産	451,483千円
仕掛販売用不動産	8,662,960千円

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算定方法

連結計算書類に計上した販売用不動産及び仕掛販売用不動産は、その物件ごとの販売計画により予測される正味売却価額と帳簿価額のいずれか低い方の金額で評価しております。

#### ②主要な仮定及び翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

正味売却価額の見積りについては、所在する地域の市場動向や価格情報、物件における収益利回り等に基づいて算定しております。

正味売却価額の算定にあたっては慎重に検討しておりますが、販売計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ、正味売却価額が帳簿価額を下回る場合には評価損が必要となる可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保に供している資産及び担保付債務

① 担保に供している資産	
販売用不動産	451,483 千円
仕掛販売用不動産	8,096,325 千円
計	8,547,809 千円
② 担保付債務	
短期借入金	714,460 千円
1年内返済予定の長期借入金	1,431,400 千円
長期借入金	5,384,550 千円
計	7,530,410 千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,559 千円

##### (3) 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当連結会計年度末におけるこれらの契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	700,000 千円
借入実行残高	250,000 千円
	450,000 千円

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
発行済株式				
普通株式	11,744,000 株	2,343,200 株	—	14,087,200 株
合計	11,744,000 株	2,343,200 株	—	14,087,200 株
自己株式				
普通株式	96 株	—	—	96 株
合計	96 株	—	—	96 株

(注) 普通株式の増加株式2,343,200株は、2023年3月13日を払込期日とする公募による新株式発行2,000,000株、2023年3月29日を払込期日とする第三者割当による新株式発行298,500株、2023年1月17日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式発行44,700株であります。

##### (2) 配当に関する事項

###### ① 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年12月22日 定時株主総会	普通株式	387,548	利益 剰余金	33	2022年9月30日	2022年12月23日
2023年5月9日 取締役会	普通株式	295,829	利益 剰余金	21	2023年3月31日	2023年6月2日

###### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年12月21日 定時株主総会	普通株式	408,526	利益 剰余金	29	2023年9月30日	2023年12月22日

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社及び連結子会社は、資金運用については短期的な預金または安全性の高い金融資産に限定しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

借入金は、主として新築投資用 IoT レジデンスなどの開発販売事業を行うためのプロジェクトに照らし、必要な資金を調達（主に銀行借入）しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注)1をご参照ください）。

また、現金は注記を省略しており、預金、短期貸付金、工事未払金、短期借入金、未払金、及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
社債（1年内償還予定を含む）	182,000	180,496	△ 1,503
長期借入金（1年内返済予定を含む）	8,127,972	8,127,861	△ 110
負債計	8,309,972	8,308,358	△ 1,613

#### (注) 1. 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式	99,053
非上場株式	200,000
合同会社出資金	47,000

(注) 2. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は9,324千円であります。

### (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

#### ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年内償還予定を含む）	—	180,496	—	180,496
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	8,127,861	—	8,127,861
負債計	—	8,308,358	—	8,308,358

#### (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債（1年内償還予定を含む）は、元利金の合計額を、同様の新規社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	Life Platform 事業	Finance Consulting 事業	合計
新築投資用 IoT レジデンス等の販売	16,776,627	—	16,776,627
その他	201,985	32,490	234,475
顧客との契約から生じる収益	16,978,613	32,490	17,011,103
その他の収益	1,451,736	102,573	1,554,310
外部顧客への売上高	18,430,350	135,063	18,565,413

- (注) 1. 連結グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しております。  
 2. その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号)に基づく賃貸料収入及び「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」(会計制度委員会報告第 15 号)の対象となる不動産(不動産信託受益権を含む。)の譲渡等であります。

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係及び当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額並びに時期に関する情報

#### ① 契約負債の残高等

	当連結会計年度 (千円)
契約負債 (期首残高)	79,500
契約負債 (期末残高)	9,150

契約負債は主に引渡時に収益を認識する顧客との不動産売買契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取崩されます。契約負債の増減は前受金の受領による増加及び収益認識により生じたものであります。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、契約期間が 1 年を超える重要な契約がなく、主に 1 年内の契約であるため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 8. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1 株当たり純資産額 505 円 93 銭  
 (2) 1 株当たり当期純利益 117 円 98 銭

# 貸借対照表 (2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,656,068	流動負債	3,732,510
現金及び預金	6,164,569	工事未払金	137,192
販売用不動産	451,483	短期借入金	1,059,460
仕掛販売用不動産	8,662,960	1年内返済予定の長期借入金	1,732,402
原材料及び貯蔵品	261	1年内償還予定の社債	54,000
前渡金	227,450	未払金	81,118
前払費用	21,877	未払費用	11,127
関係会社短期貸付金	1,089,000	未払法人税等	471,700
その他	38,466	契約負債	9,150
固定資産	608,047	預り金	90,714
有形固定資産	19,920	賞与引当金	22,552
建物	11,477	役員賞与引当金	50,137
車両運搬具	323	その他	12,954
工具、器具及び備品	8,119	固定負債	6,422,099
無形固定資産	4,167	社債	128,000
商標権	198	長期借入金	6,212,370
ソフトウェア	3,969	退職給付引当金	14,152
投資その他の資産	583,959	その他	67,576
投資有価証券	256,324	負債合計	10,154,609
関係会社株式	149,053	(純資産の部)	
出資金	13,910	株主資本	7,109,506
長期前払費用	34,966	資本金	2,254,773
繰延税金資産	86,009	資本剰余金	1,939,773
破産更生債権等	16,440	資本準備金	1,939,773
その他	78,695	利益剰余金	2,915,052
貸倒引当金	△ 51,440	その他利益剰余金	2,915,052
資産合計	17,264,116	繰越利益剰余金	2,915,052
		自己株式	△93
		純資産合計	7,109,506
		負債純資産合計	17,264,116

注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書 (2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		18,430,350
売上原価		14,458,077
売上総利益		3,972,272
販売費及び一般管理費		1,598,588
営業利益		2,373,684
営業外収益		
受取利息及び配当金	37,229	
受取地代家賃	3,849	
その他	2,460	43,538
営業外費用		
支払利息	164,993	
支払手数料	24,248	
株式交付費	16,225	
その他	9,632	215,100
経常利益		2,202,122
特別損失		
固定資産除却損	20,145	20,145
税引前当期純利益		2,181,977
法人税、住民税及び事業税	684,641	
法人税等調整額	△ 25,088	659,553
当期純利益		1,522,423

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書 (2022年10月1日から2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当 期 首 残 高	1,049,640	734,640	734,640	2,076,006	2,076,006	△ 93	3,860,193	3,860,193
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	1,205,133	1,205,133	1,205,133				2,410,267	2,410,267
剰余金の配当				△ 683,378	△ 683,378		△ 683,378	△ 683,378
当 期 純 利 益				1,522,423	1,522,423		1,522,423	1,522,423
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								—
当期変動額合計	1,205,133	1,205,133	1,205,133	839,045	839,045	—	3,249,313	3,249,313
当 期 末 残 高	2,254,773	1,939,773	1,939,773	2,915,052	2,915,052	△ 93	7,109,506	7,109,506

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

投資事業有限責任組合

への出資

販売用不動産及び

仕掛販売用不動産

移動平均法による原価法を採用しております。

入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法によっております。

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物 15～17年

車両運搬具 6年

工具器具備品 4～15年

無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

商標権 10年

ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）

リース資産

①所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

②所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（自己都合退職による期末要支給額の100%）の見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

Life Platform 事業

Life Platform 事業は、用地仕入から施工まで行った新築投資用 IoT レジデンスの販売及び他デベロッパー向けの開発用地等の販売であり、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を計上しております。

#### (5) 消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

#### (6) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

当社の譲渡制限付株式報酬制度（リストリクテッド・ストック）に基づき、当社の取締役役に支給した報酬等については、対象勤務期間にわたる定額法により償却しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる計算書類への影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

(販売用不動産の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

販売用不動産	451,483千円
仕掛販売用不動産	8,662,960千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

販売用不動産	451,483千円
仕掛販売用不動産	8,096,325千円
計	8,547,809千円

② 担保付債務

短期借入金	714,460千円
1年内返済予定の長期借入金	1,431,400千円
長期借入金	5,384,550千円
計	7,530,410千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,437千円

(3) コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末におけるこれらの契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	500,000千円
借入実行残高	250,000千円
	250,000千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	2,677千円
短期金銭債務	484千円

(5) 保証債務

以下の会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

㈱タスキプロス	183,200千円
---------	-----------

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高(支出分)	8,380千円
営業取引以外の取引による取引高(収入分)	30,821千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

96 株

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因別内訳

繰延税金資産

未払事業税等	27,875 千円
貸倒引当金	15,750 千円
役員賞与引当金	15,351 千円
賞与引当金	6,905 千円
退職給付引当金	4,333 千円
譲渡制限付株式	3,428 千円
その他	12,363 千円
繰延税金資産 合計	86,009 千円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	㈱タスキプロス	直接 100.0%	資金の貸付 役員の兼任 債務保証	資金の貸付	2,701,000	短期貸付金	1,019,000
				資金の回収 (注1)	2,527,000		
				債務保証 (注2)	183,200	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. ㈱タスキプロスに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。  
2. 銀行借入に対して債務保証を行っており、債務保証料は受領しておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	村田 浩司	直接 1.2%	譲渡制限付株式の付与	譲渡制限付株式の付与	22,945	—	—
役員	柏村 雄	直接 1.1%	譲渡制限付株式の付与	譲渡制限付株式の付与	21,843	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 2022年12月22日開催の第10期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権としての報酬額について承認をいただき、具体的な支給時期及び配分については、取締役会の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として、2022年12月22日開催の取締役会において決定しております。

## 9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 504 円 68 銭  
(2) 1株当たり当期純利益 116 円 80 銭

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年11月8日

株式会社タスキ  
取締役会 御中

#### 仰星監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 金井 匡志  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 原 伸夫  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タスキの2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タスキ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年11月8日

株式会社タスキ  
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	金井匡志
指定社員 業務執行社員	公認会計士	原伸夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タスキの2022年10月1日から2023年9月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当事業年度の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当事業年度の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月10日

株式会社タスキ 監査役会  
常勤社外監査役 古賀 一正<sup>印</sup>  
社外監査役 南 健<sup>印</sup>  
社外監査役 熊谷 文磨<sup>印</sup>

# 事業報告 (2022年10月1日から2023年9月30日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の日本経済においては、新型コロナウイルス感染症が感染法上の分類の5類へ引き下げとなり、感染対策としての行動制限等が解除されたことによりインバウンド需要も高まりを見せ、景気は持ち直し始めております。一方で、ウクライナ情勢に端を発した地政学的リスク等を背景とした世界的なエネルギー資源・原材料の高騰による物価高の影響など先行き不透明な状況は継続しております。

当社グループの所属する不動産業界においては、不動産需要は堅調であり、国土交通省発表の不動産価格指数によると、南関東圏（東京・神奈川・千葉・埼玉）の住宅価格は引き続き高値圏を推移しております。また、アフターコロナの段階を迎え、国内経済の回復と継続する円安や低金利環境を背景として、国内投資家に加えて海外投資家からも国内不動産への旺盛な購入意欲がみられます。しかしながら、前述の原材料高騰を受けた建築コストの増加や、不足する労働力の確保など、収益力強化のための各企業の工夫が不可欠となっております。

そのような事業環境下において、当社グループはさらなる成長と収益力強化を目指し、リファイニング事業の本格取組みの開始や、第1号不動産私募ファンドの組成など、社内の組織再編も行いながら、事業領域の拡大を積極的に実施してまいりました。また、SaaS事業においても、2022年12月にSaaS事業を株式会社Z I S E D A I（当社100%子会社・非連結）へ分社化し、これまで以上にIT開発に注力するとともに、主力プロダクト「TASUKI TECH LAND」の拡販が本格的に始動しました。

Life Platform事業においては、新築投資用IoTレジデンス等は底堅い需要に支えられ、64件の販売をいたしました。仕入環境においても、当社が用地仕入のターゲットとしている空き家関連の税制改正法案が可決され、追い風となっております。国土交通省によると、全国で空き家対策が進んでおり、東京都においても今後空き家処分の流れが加速することが予想されます。また、中古物件を取り扱うリファイニング事業の本格取組み開始により、当社取り扱い物件の幅も広がることとなりました。

SaaS事業においては、人材不足や働き方改革の流れを受けて業務効率化の必要性が高まる不動産業界において、現場を知り尽くした不動産デベロッパーが開発した実務有用性の高いプロダクトとして評価されており、順調に導入社数を伸ばしております。不動産業界と関係の深い建設業界の働き方改革である2024年問題も背景に、

「TASUKI TECH TOUCH&PLAN」も引き合いが強くなっております。不動産業界全体のDX化を推進すべく、今後もLife Platform事業でこれまで培ったリレーションの活用や、新たな販売パートナーとの協業スキームにより、新規契約社数の積み上げと、ARR（年間経常収益）の拡大に注力してまいります。

創業10周年を迎えたことを契機として、2023年9月19日に「長期ビジョン・中期経営計画」を発表し、「BEYOND2033～デジタル技術を原動力に、進化のその先へ～」を新たなビジョンに掲げました。3年後の2026年9月期には売上高・経常利益・当期純利益をそれぞれ2023年9月期業績の約2倍とする計画です。この中期経営計画を達成するために、SaaS事業「ARRの増大」、Life Platform事業「売上倍増」、「インオーガニック戦略」を必達の項目として掲げております。これまでの10年間で積上げてきたキャッシュ・フローを強みに、SaaS事業への成長投資や戦略的投資を積極的に行っていく方針です。

当連結会計年度における経営成績は、売上高は前連結会計年度と比べ62億88百万円増加の185億65百万円（51.2%増）、営業利益は前連結会計年度と比べ7億15百万円増加の24億30百万円（41.7%増）、経常利益は前連結会計年度と比べ6億57百万円増加の22億28百万円（41.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度と比べ4億49百万円増加の15億37百万円（41.3%増）となりました。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

(Life Platform事業)

新築投資用IoTレジデンス販売及び開発用地販売の合計で前連結会計年度と比べ25件増加の64件の引渡しを行いました。売上高は前連結会計年度と比べ62億17百万円増加の184億30百万円、営業利益は前連結会計年度と比べ6億72百万円増加の23億73百万円となりました。

(Finance Consulting事業)

売上高は前連結会計年度と比べ75百万円増加の1億39百万円、営業利益は前連結会計年度と比べ22百万円増加の26百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は30,755千円であります。

③ 資金調達の状況

当社は2023年2月24日開催の取締役会決議に基づき、公募による新株式発行及び第三者割当による新株式発行を行いました。2023年3月13日を払込期日とする公募による2,000,000株の新株式発行により2,058,280千円、2023年3月29日を払込期日とする第三者割当による298,500株の新株式発行により307,198千円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 (2020 年 9 月期)	第 9 期 (2021 年 9 月期)	第 10 期 (2022 年 9 月期)	第 11 期 (当連結会計年度) (2023 年 9 月期)
売 上 高 (千円)	—	—	12,276,888	18,565,413
経 常 利 益 (千円)	—	—	1,570,901	2,228,132
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	—	—	1,088,560	1,537,841
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	92.69	117.98
総 資 産 (千円)	—	—	12,621,228	17,487,159
純 資 産 (千円)	—	—	3,862,343	7,127,073
1株当たり純資産 (円)	—	—	328.88	505.93

(注) 当社では、第10期より連結計算書類を作成しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 (2020 年 9 月期)	第 9 期 (2021 年 9 月期)	第 10 期 (2022 年 9 月期)	第 11 期 (当事業年度) (2023 年 9 月期)
売 上 高 (千円)	7,027,407	9,190,085	12,212,974	18,430,350
経 常 利 益 (千円)	522,111	1,112,186	1,567,510	2,202,122
当 期 純 利 益 (千円)	330,693	794,554	1,086,410	1,522,423
1株当たり当期純利益 (円)	35.13	72.94	92.51	116.80
総 資 産 (千円)	5,255,113	9,909,378	12,307,439	17,264,116
純 資 産 (千円)	2,155,383	3,079,124	3,860,193	7,109,506
1株当たり純資産額 (円)	215.54	262.19	328.70	504.68

(注) 1. 当社は、2020年6月12日付で普通株式2.5株につき1株の割合で株式併合を、2021年12月10日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式併合及び株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社タスキプロス	25百万円	100.0%	Finance Consulting 事業
株式会社Z I S E D A I	25百万円	100.0%	SaaS 事業 DX コンサルティング事業

(注) 2022年12月12日に新設分割により株式会社Z I S E D A I を設立し、SaaS事業及びDXコンサルティング事業を同社に承継しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は以下のとおりであります。

① IoTレジデンスの強化

当社グループのIoTレジデンスは、東京23区・駅近（徒歩5分程度）に特化し、販売先である投資家や企業等の嗜好にあった商品を提供するために、立地選定及び商品企画力の強化と認知度の向上及びブランディング強化が重要であると考えております。引き続き当社グループは東京23区に特化し、プロジェクト実績を積み上げ、ニッチトップカンパニーとしてシェアアップを図ることで、ブランディングの強化に取り組んでいく方針であります。

② ストック収益の確保を実現するSaaS型ビジネスの強化

現在、当社グループはIoTレジデンスのフロー収入の割合が大きいです。中期的には、安定的なストック収益の確保が可能となるSaaS（Software as a Service）型のビジネスの強化が必要であると考えております。当社グループが取り組む不動産価値流通プラットフォーム「TASUKI TECH」は、SaaS型ビジネスをBtoBビジネスとして展開しており、SaaS型ビジネスの拡大により、当社グループ全体の収益の安定性の確保を図っていく方針であります。

③ 新規事業の開拓

当社グループの更なる成長と事業拡大のためには、新規事業の開拓は必要不可欠と考えており、Life Platform事業をコアビジネスとしつつ新たな事業領域への展開を図ってまいります。また、グループ各社がもつ顧客基盤及び次世代ソリューションを活用し、グループ全体としてシナジー効果の追求を行い、競争優位性の維持・向上を図っていく方針であります。

④ 優秀な人財の採用と育成

当社グループの持続的な成長のためには、多岐にわたる経歴を持つ優秀な人財を多数採用し、営業体制や開発体制、管理体制等を整備していくことが重要であると考えています。当社グループのミッションや事業内容に共感し、高い意欲を持った優秀な人財を採用していくために、積極的な採用活動を進めるとともに、高い意欲を持って働ける環境や仕組みの構築に取り組んでいく方針であります。

⑤ システムの安定性確保

当社グループの事業は、コンピューターシステムを結ぶ通信ネットワークに依存しており、自然災害や事故等により通信ネットワークが切断された場合には、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。このため、当社グループではセキュリティ対策やシステムの安定性確保に取り組んでいく方針であります。

⑥ 内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化

当社グループの事業の拡大、継続的な成長のためには、内部管理体制及びコーポレ

ート・ガバナンスの更なる強化が重要な課題であると認識しております。当社グループは、監査役と内部監査の連携、定期的な内部監査の実施、経営陣や従業員に対する研修の実施等を通じて、内部管理体制の一層の強化に取り組んでいく方針であります。

⑦ サステナビリティへの取り組み

当社グループは、ESG経営の推進が中長期的な企業価値最大化につながることを念頭に、事業活動を通じた、脱炭素化の推進、環境負荷軽減、安全でレジリエントかつ持続可能な住み続けられるまちづくりの推進に取り組むほか、多様性や人権の尊重など社会課題の解決並びにコーポレート・ガバナンスの強化に取り組み、持続可能な社会の実現に向けたESG経営の高度化を図っていく方針であります。

(5) 主要な事業内容（2023年9月30日現在）  
 主要な事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容
Life Platform 事業	ReTech 事業 ・ IoT レジデンス企画販売 ・ 不動産投資型クラウドファンディング運営 SaaS 事業 ・ 不動産デベロッパー向けマルチプラットフォームの開発・運営 DX Consulting 事業
Finance Consulting 事業	不動産融資サービス事業 ・ 不動産金融プラットフォーム運営 ・ 不動産担保ローン

(6) 主要な営業所及び工場（2023年9月30日現在）

① 当社

本社	東京都港区北青山二丁目7番9号
横浜支店	神奈川県横浜市中区寿町一丁目3番地12

② 子会社

株式会社タスキプロス	東京都港区北青山二丁目7番9号
株式会社Z I S E D A I	東京都港区北青山二丁目7番9号

(注) 株式会社タスキプロスは、2023年6月1日付で上記住所へ移転しております。

(7) 従業員の状況 (2023年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
Life Platform 事業	34名	1名増
Finance Consulting 事業	2名	2名減
合計	36名	1名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、使用人兼務役員は含んでおりません。  
2. 臨時雇用者数は、従業員の総数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
34名	1名増	39.5歳	3.3年

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者含む。）であり、使用人兼務役員は含んでおりません。  
2. 臨時雇用者数は、従業員の総数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年9月30日現在)

借入先	借入額 (千円)
東京シティ信用金庫	1,302,660
城北信用金庫	1,160,000
大東京信用組合	947,500
湘南信用金庫	923,100

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年11月16日開催の取締役会にて、2024年4月1日（予定）に株式会社新日本建物と共同持株会社設立による経営統合を行うことを決議いたしました。なお、この共同持株会社設立に関して、本株主総会招集ご通知の対象である2023年12月21日開催予定の当社第11期定時株主総会において、共同株式移転計画のご承認をお願いする議案を付議いたします。

2 株式の状況（2023年9月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 20,000,000株

(2) 発行済株式の総数 14,087,200株

- (注) 1. 当社は、取締役（社外取締役を除く。）2名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2023年1月17日付で普通株式44,700株を発行いたしました。
2. 当社は、2023年3月13日付の公募増資により、発行済株式の総数は2,000,000株増加しております。
3. 当社は、2023年3月29日付の第三者割当増資により、発行済株式の総数は298,500株増加しております。

(3) 株主数 8,032名

(4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
村上三郎	4,084,000	28.99
株式会社東京ウエルズ	880,000	6.24
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC I SG (FE-AC)	690,800	4.90
MORGAN STANLEY & CO. LLC	383,500	2.72
株式会社ウェッジ	298,000	2.11
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	245,800	1.74
株式会社SBI証券	229,800	1.63
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	165,600	1.17
京東株式会社	164,500	1.16
朝井隆夫	162,000	1.14

(注) 持株比率は自己株式（96株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、取締役（社外取締役を除く。）2名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2023年1月17日付で普通株式44,700株を発行いたしました。

3 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
  
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
  
- (3) その他新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

#### 4 会社役員 の 状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (2023年9月30日現在)

会社における 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	村 田 浩 司	(株)タスキプロス 代表取締役会長
代表取締役社長	柏 村 雄	(株)Z I S E D A I 代表取締役社長
取 締 役	村 田 純 次	コンプライアンス・オフィサー
取 締 役	木 本 氏 将	シニアエバンジェリスト
取 締 役	小 野 田 麻 衣 子 (芸名：いとうまい子)	(株)ライトスタッフ 代表取締役 (株)エクサウィザーズ フェロー (株)マイカンパニー 代表取締役 (株)リソー教育 社外取締役
取 締 役	大 場 睦 子	(株)J T O W E R 社外取締役 スターチス税理士法人 代表 P i c o C E L A(株) 社外監査役
常 勤 監 査 役	古 賀 一 正	
監 査 役	南 健	(株)Epsilon Molecular Engineering 社外取締役 (株)カンフォーラ 代表取締役社長 (株)アクセス 社外監査役 (株)人機一体 社外取締役
監 査 役	熊 谷 文 麿	G M O ア ド パ ー ト ナ ー ズ (株) 社外取締役(監査等委員) G M O ク リ ッ ク 証 券 (株) 社外取締役(監査等委員) (株)コークッキング 社外監査役 A W L (株) 社外監査役 イ ミ ュ ニ テ ィ リ サ ー チ (株) 社外監査役 (株)ジョリーグッド 社外監査役 (株)シェアリングエネルギー 社外監査役

- (注) 1. 取締役小野田麻衣子氏及び大場睦子氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役古賀一正氏、監査役南健氏及び監査役熊谷文麿氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役古賀一正氏は、金融機関における長年の経験や他の企業における財務経理部門の長としての経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
監査役南健氏は、長年の管理部門管掌役員等の経験及び企業への経営支援の経験を有しており、資金調達・資本政策・管理会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
監査役熊谷文麿氏は、弁護士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し提起された損害賠償請求等に起因して、被保険者が被る損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、被保険者の犯罪行為、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害は填補の対象としないこととしております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年11月16日開催の取締役会において、「役員報酬決定に係る基本方針」の改定について決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。なお、報酬委員会は2023年4月14日に新設した指名委員会と統合し、指名・報酬委員会としております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう企業業績と連動した報酬体系とする。個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成する。但し、社外取締役の報酬は、監督機能を担うという職務に鑑み、固定報酬のみとする。

イ. 固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬は、月例の金銭報酬とし、役位別の報酬額を基本として職責、在任年数等に基づき経済情勢、当社の成長力等を考慮して決定する。

ウ. 業績連動報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の連結経常利益を基に算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

エ. 譲渡制限付株式報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

譲渡制限付株式報酬は、取締役の固定報酬を基に、役位・担当職務・貢献度・在任年数・当社株式の保有数等を考慮し、総合的に勘案して決定する。

オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会は、社外役員を主要な構成員とする任意の指名・報酬委員会に諮問し、その答申を得るものとし、当該答申を踏まえて取締役会が報酬を決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	162,373 (7,200)	82,319 (7,200)	35,264 (-)	44,789 (-)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	13,800 (13,800)	13,800 (13,800)	-	-	3 (3)
合計 (うち社外役員)	176,173 (21,000)	96,119 (21,000)	35,264 (-)	-	9 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等に係る業績指標は連結経常利益であり、その実績は22億28百万円であります。当該指標を選択した理由は、報酬の透明性及び客観性を高め、株主から期待される利益拡大へのインセンティブが働く仕組みにするためであります。個々の取締役に対する業績連動報酬額は、役位別に定めたポイントを全取締役のポイントの合計で除した配分率で業績指標の達成率に応じて算出される業績連動報酬総額を配分して算出しております。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」及び「②当事業年度に係る報酬等の総額等の(注) 4.」に記載する株主総会の決議事項のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2018年7月23日開催の株主総会において年額3億円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名です。また、金銭報酬とは別枠で、2022年12月22日開催の第10期定時株主総会において、株式報酬の額として、年額50百万円以内、株式数の上限を年45,000株以内(社外取締役は除く)と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、4名です。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2018年7月23日開催の株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。

- ③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。
- ④ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役小野田麻衣子氏は、株式会社ライトスタッフの代表取締役、株式会社エクサウィザーズのフェロー、株式会社マイカンパニーの代表取締役及び株式会社リソー教育の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役大場睦子氏は、株式会社J TOWERの社外取締役、スターチス税理士法人の代表及びP i c o C E L A株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役南健氏は、株式会社Epsilon Molecular Engineeringの社外取締役、株式会社カンフォーラの代表取締役社長、株式会社アクシスの社外監査役及び株式会社人機一体の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役熊谷文麿氏は、GMOアドパートナーズ株式会社の社外取締役（監査等委員）、GMOクリック証券株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社コーキングの社外監査役、AWL株式会社の社外監査役、イミュニティリサーチ株式会社の社外監査役、株式会社ジョリーグッドの社外監査役及び株式会社シェアリングエネルギーの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 小野田麻衣子 (芸名：いとうまい子)	当事業年度に開催された取締役会全 18 回全てに出席しました。出席した取締役会において、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として主導的な役割を果たしております。
取締役 大場睦子	当事業年度に開催された取締役会全 18 回全てに出席しました。出席した取締役会において、公認会計士としての専門的知見に基づき、適宜発言を行っております。意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 古賀一正	当事業年度に開催された取締役会全 18 回全て、監査役会全 15 回全てに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、長年の他社の監査役経験及び金融機関における業務経験等の豊富な経験と知見に基づき、適宜発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として活発な発言を行っております。
監査役 南 健	当事業年度に開催された取締役会全 18 回全て、監査役会全 15 回全てに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、企業への経営支援の豊富な経験と知見に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 熊谷文麿	当事業年度に開催された取締役会全 18 回全て、監査役会全 15 回全てに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的知見に基づき、適宜発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称  
仰星監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額及び監査役会が同意した理由

① 当事業年度に係る報酬等の額 19,200千円

② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
1,500千円

(注) 1. 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度監査計画と実績の比較、監査時間・配員等の見積りの根拠及び報酬額の推移並びに監査体制を確認したうえで、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、仰星監査法人に対して、公募増資に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断した場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、上記の会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合と認められるほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、同法第344条の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 当社は、法令遵守を経営の最重要課題として位置づけ、「コンプライアンス管理規程」に基づき、これに定められた基本方針、行動基準を役員・従業員全員が遵守するよう研修・勉強会等を通じて徹底することとする。
  - ロ. 「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則月1回、その他必要に応じて随時開催し、当社及び子会社の経営上の重要事項を報告・審議・決定するとともに、各取締役は相互にその業務執行を監督することとする。
  - ハ. 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることとする。
  - ニ. 取締役が重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、その旨を遅滞なく取締役会において報告することとする。
  - ホ. 当社及び子会社を対象として、法令違反その他のコンプライアンス違反などの防止及び早期発見を目的とした内部通報制度を整備し、「企業倫理ホットライン規程」に基づき、その運用を行なうこととする。
  - ヘ. 内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室を置くこととする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役は、その職務の執行に係る文書その他の重要な情報を、「文書管理規程」及び「情報管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切な状態で保存・管理することとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. 当社は、リスク管理の基本方針として、当社及び子会社の業務執行に係るリスクを洗い出し、それぞれのリスク毎に管理・対応策を定め、リスクの軽減に取り組むこととする。
  - ロ. 不測の事態が発生した場合は、「緊急時対策マニュアル」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速かつ適切に対応することにより当社及び子会社の事業の継続を確保するための態勢を整えることとする。
  - ハ. 当社は、代表取締役、取締役（常勤）及びコンプライアンス・オフィサーにより構成する「コンプライアンス・リスク管理委員会」の定期的な開催により、当社及び子会社のリスク情報の収集、情報の共有化、対策の検討等を効率的に行なうこととする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ. 取締役会は、経営の基本方針に基づき、当社の事業計画、年度予算を決定する。
  - ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「経営計画規程」等の社内規程やマニュアル等で、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細等について定め、実施することとする。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - イ. 当社は、「関係会社管理規程」を定め、当社への付議・報告体制の整備などを含む子会社の管理体制を構築し、業務の適正化、企業集団としての経営効率の向上を図るものとする。

- ロ. 当社は必要に応じ、子会社に役員を派遣し、企業集団として業務の適正を確保することとする。
  - ハ. 当社は、「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社に対し監査室による定期的な監査を実施することとする。
  - ニ. 内部通報制度は子会社にも適用することとする。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、迅速に必要な業務補助者を置くこととし、その任命、異動、評価等人事に関する事項については、監査役会の事前の同意を得るものとする。
  - ロ. 業務補助者は、監査役から指示された職務が発生した場合、監査役の指揮命令に従うものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の業務又は業績に重大な影響を及ぼす、又はそのおそれのある事態を発見したときは、遅滞なくその内容を当社監査役に報告することとする。
  - ロ. 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることとする。
  - ハ. 当社及び子会社は、当社監査役へ報告を行った取締役、監査役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利な取り扱いを行わないものとする。
  - ニ. 当社及び子会社の取締役は、「企業倫理ホットライン規程」による内部通報の内容、会社の対応等の顛末についても必要に応じて当社監査役に報告することとする。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役もしくは監査役会が、会社法に基づく、その職務の執行のために必要な費用の前払又は償還等を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。
- ⑨ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、代表取締役と定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ることとする。
  - ロ. 監査役は、会計監査人及び監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ることとする。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制
- イ. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。また反社会的勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察、弁護士等）と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をとる。
  - ロ. 当社は、自治体（都道府県）が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、又は暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行わない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス管理体制

当社は役員・従業員に対して、研修会の開催や社内広報等を通じて不断にコンプライアンスの自覚を促すとともに、経営及び業務執行の体制においてコンプライアンスを意識した適正な組織的、手続的牽制の仕組みを構築・運用することにより、不正及び誤謬を予防して役員、従業員等と会社の法的安全を守り、かつ会社の社会的責任を全うすることを目的として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置しております。委員は、代表取締役、取締役（常勤）及びコンプライアンス・オフィサーから構成され、3ヶ月に1度開催しております。また、監査役及び監査室長は、自らの判断により、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、意見を述べております。

コンプライアンス関連研修につきましては、テーマに応じて全社集合研修、階層別研修、部門内研修を実施しており、企業理念全般、ハラスメント防止、不動産業務関連の各業法遵守、インサイダー取引防止、情報管理等のテーマが取り上げられております。内部通報制度につきましては、社内窓口に加えて社外窓口を設置するとともに、法改正等の動向も踏まえて関連規程の改定を実施しております。また、制度の周知徹底を図るために社内ネットワークへの掲示を行っております。

② リスク管理体制

当社及び子会社リスク情報の洗い出し・識別→評価→対応というリスク管理基本プロセス構築の根幹となる「リスク・コントロールポリシー」を定め、これに基づき「コンプライアンス・リスク管理委員会」において定期的な評価、見直しを実施しております。与信リスクへの対応として、与信管理に関する基準及び手続きを定めた「与信管理規程」を制定しております。

③ 取締役・取締役会の職務執行

当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役2名）で構成され、経営上の重要な事項に関する意思決定及び取締役の職務執行の監督機関として機能しております。当事業年度の取締役会は、定例取締役会の12回を含めて計18回開催され、重要事項は全て付議されております。また、当社は、当社制定の独立性基準に基づく社外取締役を選任し、企業経営の専門的知見に基づき、客観的視点から当社の経営全般に対する牽制及び監視を行い、経営の公正性及び透明性を確保しております。取締役の報酬等の決定につきましては、「4. 会社役員の場合（5）取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。また、取締役会の諮問機関として、社外取締役を議長とする「指名・報酬委員会」が設置されております。

サステナビリティ基本方針並びにそれに基づくマテリアリティ（重要課題）が定められ、サステナビリティ関連事項を討議するための「サステナビリティ委員会」が設置されております。

④ 子会社の経営管理

当社の役員又は使用人を取締役又は監査役として派遣し、子会社の業務の適正の確保を図っております。また、「関係会社管理規程」に基づき、子会社における業務執行のうち重要なものは当社取締役会の承認を得ることとし、また、当社への報告事項についても明確化しております。当社の監査室は、全ての子会社の業務監査を実施しております。当社の内部通報制度の利用対象を子会社まで拡大するとともに、子会社の役員及び使用人へ当該制度を周知徹底しております。

⑤ 監査役・監査役会の職務執行

当社は監査役会設置会社であり、監査役3名は全員が社外監査役であります。監査役会は、原則として月1回の定期的な開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催することとしており、当事業年度は計15回開催されております。監査役は、監査役会で策定した監査方針及び年間計画に基づいて監

査を実施しており、例えば、取締役会その他の重要会議への出席と監査役の立場から必要な意見表明の実施、重要書類の閲覧等を通じて取締役の業務執行の適法性・妥当性について監査しております。

⑥ 内部監査

内部監査計画に基づき、監査室による、当社及び子会社に対する内部監査を実施し、その結果は代表取締役へ直接報告しております。

⑦ 三様監査の相互連携

監査役と会計監査人は、監査の各段階で情報共有と意見交換を実施しており、監査役と監査室についても、月2回の定例ミーティングを実施し、内部監査報告とそれに基づく情報の共有、意見交換を行っております。また、会計監査人と監査室は、会計監査人往査の際に定例会合を実施する等積極的に情報の共有を行っております。さらに、四半期レビュー時の監査役、会計監査人、監査室の三者ミーティングの開催や監査計画及び監査結果の相互還元や監査上の主要な検討事項（KAM）の協議等を含む意見・情報交換等、三様監査の実効性向上に努めております。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた取り組み

当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入しており、定期会合及び勉強会の参加を通じて、特殊暴力の排除及び防止対策に関する情報収集及び警察並びに関係機関との連携強化に努めております。

7 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、業績と経営環境を勘案のうえ、企業体質の強化や将来の事業展開に備えるための内部留保を確保しつつ、連結配当性向35%以上を目標として、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

この方針に基づき、2023年9月期の配当は、2023年3月31日を基準日とする中間配当を1株につき21円実施し、2023年9月30日を基準日とする期末配当は、1株につき24円の普通配当に創立10周年記念配当5円を加え、合計29円とさせていただきます。

年間合計配当額は前事業年度と比べ、17円増配の50円となります。